

食品サプライチェーン強靱化総合対策事業実施要領

制 定 平成27年4月9日 26食産第4493号
農林水産省食料産業局長通知

改 正 平成28年4月1日 27食産第5931号

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のⅠの3の（1）の食品サプライチェーン強靱化総合対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の10の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び消費生活協同組合並びに法人格を有さない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式第1号を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業は、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震（以下「震災」という。）の被災が想定される地域において、震災時にも円滑な食料供給を維持し、及び早期に回復させるため、食品製造業者、加工食品卸売業者、食品小売業者、卸売市場等の食品産業事業者（以下「食品産業事業者」という。）の業界団体や学識経験者による連携・協力体制構築のための協議及び食品産業事業者の立地状況等をまとめた食料産業ハザードマップを作成し、業界団体を通じた連携・協力体制の普及・啓発のためのセミナーの開催及び食品産業事業者間のマッチングの場の提供により、食品産業事業者間の震

災時における連携・協力体制の構築を図る事業であり、その内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は次に掲げるとおりとする。

1 事業推進会議の開催

食品産業事業者間の連携・協力体制の構築の必要性についての認識を深めるため、次の各項目を実施する。

- (1) 食品産業事業者の業界団体や、食品流通や危機管理対策等の知見を有する学識経験者等をメンバーとする会議を設置する。
- (2) 震災時においても円滑な食料供給を維持するため、食品産業事業者の業界団体間の連携・協力体制について検討する。
- (3) 食品産業事業者に対して、連携・協力体制の構築の必要性について啓発するための3のセミナー及びマッチングについて開催方法、内容、開催場所等の検討及び業界団体等が実施する説明会等への講師派遣を行う。
- (4) セミナー及びマッチングの終了後に効果等について検証を行う。

(補助対象経費)

事業推進会議費(謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、調査員手当等)

2 食料産業ハザードマップの作成

震災時には喫緊に必要と見込まれる品目(品目については農林水産省と調整の上選定)について、全国の食品産業事業者の事業所、物流施設、製造拠点等の立地状況を把握し、地方自治体等が作成している防災ハザードマップに情報を落とし込んだ食料産業ハザードマップを都道府県別に作成する。なお、平成28年度には、高知県・静岡県・宮崎県を中心に作成するものとする。

(補助対象経費)

食料産業ハザードマップ作成費(賃金、消耗品費等)

3 セミナー及びマッチングの開催

震災時における具体的な連携・協力体制の構築を促進するため、セミナー及び食品産業事業者同士のマッチングの場を全国5か所で開催し、次の各項目を実施する。

- (1) 食品産業事業者を対象に、2で作成した食料産業ハザードマップや震災時における連携・協力関係の資料等を使用し、1の事業推進会議のメンバーを講師とした震災時の連携・協力体制構築の必要性を認識してもらうための講演等を内容としたセミナーを開催する。
- (2) (1)のセミナー終了後、同会場において震災時においても円滑な食料供給機能を維持するための連携・協力体制の構築についての話し合いの場を設け、セミナー参加者同士のマッチングを行う。
- (3) セミナー及びマッチング終了後、参加者へのアンケート調査を行う。

(補助対象経費)

セミナー及びマッチング開催費(謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬

費、消耗品費、調査員手当等)

4 連携・協力体制構築割合の調査

首都直下地震及び南海トラフ巨大地震の被災が想定される地域に所在地を置く食品産業事業者を対象としたアンケート調査を実施し、連携・協力体制構築割合の調査を行う。

(補助対象経費)

印刷費、通信運搬費、調査員手当等

5 報告書の作成

1 から 4 までの結果を取りまとめ、報告書を作成する。

(補助対象経費)

報告書作成費 (印刷費、資料作成費、消耗品費、調査員手当等)

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成28年度とする。

第5 採択基準

実施要綱第4の1の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業実施計画が、事業実施期間終了後においても、業界団体の活動に活かせるものであること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式第2号により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の区分の欄のⅠの3の(1)の食品サプライチェーン強靱化総合対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を別記様式第2号の別添の「第6 経費の配分及び積算内訳」の備考欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲が事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに別記様式第2号に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 報告書等の提出

事業実施主体は、第3の4の報告書を紙媒体で10部並びに第3の2の食料産業ハザードマップ及び掲載した食品産業事業者のリスト（名称、住所、電話番号等）を収録した電子ファイルを、それぞれCD又はDVD2部（正副）についてウイルス対策を行った上、1に併せて事業承認者に提出する。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において交付要綱別記様式第5号により補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付要綱第3の2に規定する交付決定者に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 著作権等の取扱い

本事業による著作物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）等に関し、事業実施主体は次の条件を守るものとする。また、第6の3により事業の一部を委託する場合にあっては、次の条件が守られるよう措置するものとする。

- (1) 本事業による著作物に係る農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないこと。

(2) 事業実施主体は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うこと。

(3) 事業実施主体は、農林水産省が著作物を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置すること。それ以外の利用に当たっては、農林水産省は事業実施主体と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 災害に強い食品サプライチェーン構築事業実施要領（平成25年5月16日付け25食産第384号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の災害に強い食品サプライチェーン構築事業実施要領により平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式第1号

食品サプライチェーン強靱化総合対策事業
特認団体申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度（ 月 ～ 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の 別	従業員数	資本金	年間販売 額	主要事業	備考

※構成員が多い場合には、別紙に記載してもよい。

7 設立目的

8 事業の内容

9 特記事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約、(又はこれに準ずるもの) 及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議、調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

食品サプライチェーン強靱化総合対策事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1及び食品サプライチェーン強靱化総合対策事業実施要領（平成27年4月9日付け26食産第4493号農林水産省食料産業局長通知）第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- 注 1) 関係書類として、別添を添付すること。
- 2) 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3) 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由を記載すること。

(別添)

食品サプライチェーン強靱化総合対策事業

実施計画書

事業担当者名及び連絡先	事業実施主体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		FAX	
	E-mail	URL		
(事業実施主体の概要、組織体制) ※1) 事業実施主体における事業担当者の位置付け及び組織の責任体制が分かるように記載すること。 2) 補助事業に関する経理その他の事務についての体制が分かるように記載すること。 3) 主たる事務所の所在地、代表者氏名、従業員数、設立年月日等が分かる資料（会社パンフレット等）を添付すること。				

注 1) 必要に応じ、関係資料を添付すること。

2) 記入量等にあわせて記入枠の上下幅を調整してもよい。また、図表等は、任意の様式で別に添付してもよい。（以下、第1～第6についても同様）

第1 事業目的及び事業効果

事業目的

事業効果
※事業の目標（達成すべき成果）、波及効果、普及策等を記載

注）事業実施状況の報告においては、取組実績を記載すること。

第2 事業内容

1 事業推進会議の開催

委員構成（専門分野、所属等）

--

会議スケジュール（開催時期、検討内容等）

開催時期	内容等

食料産業ハザードマップの作成（対象、掲載内容等）

--

セミナー及びマッチングの内容検討（計画、方針等）

--

2 セミナー及びマッチングの開催

開催地区	
------	--

講師構成（業種、所属等）

--

開催スケジュール（開催時期等）

開催時期	開催場所等

注：開催地ごとに記入すること。

セミナー実施の方針

--

マッチング実施の方針

--

3 セミナー及びマッチングについての効果検証方針

4 報告書の作成（部数、配布先等）

第3 事業の実施体制

※事業実施主体と事業推進会議、セミナー及びマッチング並びに食料産業ハザードマップ作成の関係を図示

第4 成果・効果の検証方法

第5 実施スケジュール

1 事業実施期間

開始年月：平成 年 月

終了年月：平成 年 月

2 工程表

実施時期	内容

(単位：千円)

注 1) 農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱の別表 1 の経費の欄に掲げる経費別に記載すること。
2) 備考欄には以下の内容を記載すること。
① 経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）
② 事業の一部を委託する場合の委託先、委託する事業の内容及び要する経費
③ 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載
3) 補助金の交付決定前に発生する経費は、自己負担に区分すること。
4) 謝金及び賃金については、その単価等が分かる資料を添付すること。